

## 賦課金に関する規約の扱いについて

日本繊維輸入組合

一. 賦課金に関する規約第3条の平等割賦課金を2021年度の1年に限り、次のように扱う。

2021年度（暫定）	2020年度
<p>第3条 平等割賦課金は次に掲げる額を本組合から請求書を受領した後、遅滞なく本組合に納付しなければならない。</p> <p>組合員年会費 60,000円</p> <p>ただし、期の途中加入の場合は月割りとする。</p> <p><u>なお、2021年度の1年間に限り請求しないものとする。</u></p>	<p>第3条 平等割賦課金は次に掲げる額を本組合から請求書を受領した後、遅滞なく本組合に納付しなければならない。</p> <p>組合員年会費 60,000円</p> <p>ただし、期の途中加入の場合は月割りとする。</p>

二. 理由

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、繊維輸入を営む組合員の経営環境が大変厳しくなっていること、また、コロナ禍により組合の事業活動が制約を受け、各種事業の開催中止や規模の縮小、開催方法の変更等により、予算に対し事業費支出が大幅に未達となったことから、全ての組合員に負担を求めている平等割賦課金（組合員年会費）を2021年度の1年間に限り請求を取り止め、組合員企業の負担軽減を図る。

なお、本年3月開催の第189回企画委員会にて、2021年4月度通関分以降の実績賦課金の率を「前年度と同じく据え置く」との上申に従い、実績賦課金における「賦課金率」は据え置くものとする。

## 賦課金に関する規約

第1条 本組合は、定款第21条第1項の規程により組合の行なう事業の経費に充てるため、組合員に賦課金を課するものとし賦課金の額、納付の時期および方法等については本規約によるものとする。

第2条 賦課金は、次のとおり区分して併課するものとする。

- (1) 平等割賦課金
- (2) 実績賦課金

第3条 平等割賦課金は次に掲げる額を本組合から請求書を受領した後、遅滞なく本組合に納付しなければならない。

組合員年会費 60,000円

ただし、期の途中加入の場合は月割りとする。

なお、2021年度の1年間に限り請求しないものとする。

第4条 実績賦課金は、次に掲げる率により算定するものとし、本組合から請求書を受領した後、遅滞なく本組合に納付しなければならない。

実績賦課金	$\frac{0.36}{1,000}$
-------	----------------------

ただし、当該年度の輸入額が50億円以上のものについては次の料率を適用する。

なお、実績賦課金は輸入価格（課税価格）により算出し、換算は公定通貨レートによるものとし、当該輸入額に係る料率の適用は、請求月の前月末に決定し、請求月の輸入については同一の料率とする。

50億円以上 250億円未満	$\frac{0.30}{1,000}$
----------------	----------------------

250億円以上 500億円未満	$\frac{0.17}{1,000}$
-----------------	----------------------

500億円以上 750億円未満	$\frac{0.10}{1,000}$
-----------------	----------------------

750億円以上	$\frac{0.07}{1,000}$
---------	----------------------

なお、実績賦課金一請求あたり1,000円未満のものは賦課しない。

また、実績賦課金は、定款第2条の別表に定める品目を所管する部門以外の輸入について、組合員より申し出があり、組合が確認できた場合に限り、これを賦課しない。

附則 この適用は2018年4月度通関分より適用する。